

# 危険物新聞

第173号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 田宮 呉 策

大阪市西区西長堀北通1丁目  
四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717, 5910

定価 1部20円

## 大阪府危険物取扱主任者試験

5月26日実施、6月12日発表

4類合格率約44% (中間集計)

大阪府では本年度第1回危険物取扱主任者試験を5月26日(日)、桃山学院大学、大阪商業大学の2会場で実施した。そのうち、4類単類受験者の試験結果中間概要は次のとおり。なお、4類兼類、他の類については次号で発表。

	桃山大学	商大	計
申請者	2,000	1,851	3,851
欠席者	77	134	211
実受験者(A)	1,923	1,717	3,640
合格者(B)	約950	約650	約1,600
合格率(B/A)	約49%	約38%	約44%

各類ごとの延受験申請者(1名で4類と6類受験というように実受験者数は少ない)次のとおり。

第1類	113名
第2類	80名
第3類	112名
第4類	3,989名
第5類	73名
第6類	225名
計	4,592名

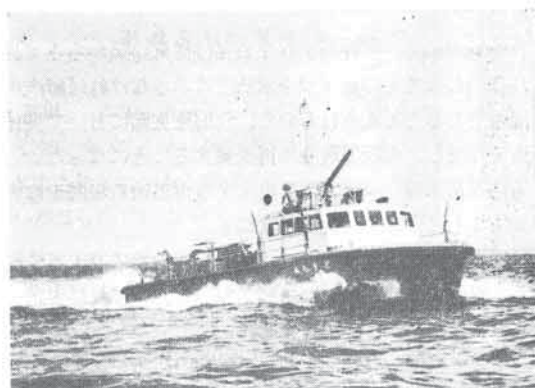
合格発表は6月12日(水)府庁又は府下の消防署に受験番号を掲示するほか、合格者本人に郵便で通知される。なお次回は7月下旬に乙種4類の試験が行われる予定。

## 双胴消防艇「ときわ丸」就航

大阪市消防局では日本では初めての双胴消防艇「ときわ丸」を完成、4月23日大阪港で披露された。大阪市消防としては「明夫丸」につく新鋭消防艇である。

「明夫丸」の全長29m、97トンに比較すると一回り小型であるが次のように化学消火に重点をおいた高能消防艇で、風速16mの悪天候でも活躍でき、大阪港の守りに万全を期している。

(性能)長さ16m、巾6.5m鋼製V型双胴船、52トン(速力)最高16ノット、(放水性能)26mm 8タレット基 50mm 1基、35mm 2基、吐水口4口で消防車6台分、(化学消火装置)エアフォーム自動比例混合装置、泡ノズル300ℓ型1基、400ℓ型2基、200ℓ型1基、(特殊装備)高膨張泡発生機1基、オイルフェンス200m。



## 消防ポンプから家庭用消火器まで! 消防機器の総合メーカー



保険付  
家庭用万能消火器ピーナス

信頼のマーク



梯子消防車  
消防ポンプ車  
保険付消火器  
クレーン車

### 森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

## 全消会予防委員会

## 高山市で開催

全国消防長会予防委員会（委員長大阪市消防局長赤井次郎氏）では本年度委員会を5月14日、15日の両日、高山市消防本部で開催され、委員会10数件の議案について審議された。主な関係議事の概要は次のとおり。

## ◇地下街の避難設備について（北海道支部）

地階の避難設備については、現行法令で規定されている階段があるのみで、避難上の規制が全くないよう考えられる。この点実際上の問題が多いので、近く改正が予想される建築基準法に規定されるよう要望する。

審議の結果、避難器具基準を法令に規定するためには避難設備設置の具体的な基準案が必要であるため、事務局で十分検討し、全消会会長を通じ消防庁に要望する。

## ◇危険物屋外タンク貯蔵所に接続して設けられる地下配管の技術的基準の規格化について（北海道支部）

地下配管の設置基準について、現行法令では殆んど規制がなく、とくに屋外タンクとの接合部について重大な問題があるので、必要な技術基準を早急に規定すべきである。

審議の結果、本件のような問題は従来例からみて、具体的な技術上の基準案を消防庁に示さなければ解決が困難であると考えられるので、北海道支部において具体案を作成し、次回委員会に再提案することになった。

## ◇道路運送車輛の保安基準に規定する可燃物の範囲を拡大することについて（北海道支部）

過去消防関係者会議で、すべての自動車に消火器を備えるべきであるといった内容について、たびたび審議された例はあるが、実現しません。

そこで当面の問題として、可燃物の範囲を拡大して、消火器常備車輛を増すべきであると考えられる。すなわ

ち、道路運送車輛の保安基準第1条により指定されている可燃物の範囲を、消防法施行令別表第2の準危険物及び同令別表第3の特殊可燃物に指定される品名まで拡大し、これらのものを運送する場合に消火器を具備させるよう要望すべきである。

審議の結果、この件については消防庁より運輸省に申し入れがあるようですが更に全消会会長名で消防庁に要望することになった。

## ◇高圧ガス取締法及びガス事業法の適用をうけるガス施設に対しても液化石油ガス法と同様の規制を要望することについて（北海道支部）

従来消防法の管掌外であった高圧ガス施設のうち、一般消費者等に対し、防火管理計画を含む一連の審査により消防長の意見を添え、かつ立入検査の対象として監視することになった。

しかし、高圧ガス取締法およびガス事業法の適用をうける施設等むしろ大規模な施設については通報をうけるのみで、許可に際しての意見は求められず、更に地方主管課の見解によってはガス事業法にかかる施設の通報義務すらないという向きもある。

災害発生時の鎮圧責任者は消防にありながら、これら大規模の施設に意見の求められないことは不合理であるので、現場の責任者である全消会の声として、中央に反映させた法改正を要望する。

審議の結果、本件はその内容が非常に重大であるので、全消会総会の議題として予防委員会事務局より提案し、北海道支部より提案説明することになった。

## ◇消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の政令指定について（足利市）

## ◇核燃料物質等の貯蔵、取扱いに関する火災予防条例の届出規制について（東京都）

## ◇消防法第9条の2第1項にもとづく政令で定める物質の追加並びに火災予防条例で定める核燃料物質等の取扱いについて（京都市）

足利市では青酸化合物の事故があり大きな災害にまで発展しかかった。核燃料物質等届出を要する物質が市町

## 一流メーカー品ばかりそろろう

ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備

サンヨー式誘導灯

斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電(351)9651  
 大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電(971)5636  
 堺営業所 堺市大浜北町2-62 電(2)3562  
 西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電(461)3163



真弓興業株式会社

村条例に指定されたのは東京都勝島倉庫における災害をくり返さないために制定されたものと記憶するが、今回の改正では、消火活動に重大な支障となるものの危険性を国が軽くあつかったものと考えられ誠にいかんである。せっかく政令に指定すべく消防法改正がなされたのであるから予防委員会として従来各市町村条例が指定していた物質を政令に指定するよう努力されたい。

東京都よりは、消防法第9条の2の改正段階で、消防庁から関係各省庁にも現在条例で指定している物質を、政令で指定することには異議はなかったと聞いている。消防庁では現在のところ、政令に追加指定の意志はないようである。一方、近く消防庁次長通達により現行火災予防条例準則の運用（政令改正により準則等の改正）について通達されることになったので、早急に再度政令改正により指定品名を追加するまでは通達発令しないよう、又火災予防条例の改正は行わず当分の間現行どおり核燃料物質等の届出を要するものとして運用すると消防庁に申入れたむねの発言があった。

審議の結果、現在これに対する法制委員会の正式見解は示されていないが、各都市火災予防条例に指定された物質をすべて政令に指定するよう全消委会長名で強く要望するとともに、法制上現行火災予防条例が無効であるとの正式見解が示されるまでは現行通り届出を要求する方針をとることに決議された。

- ◇トレーラー方式の移動タンク貯蔵所について（大阪市）  
コンテナ方式の移動タンクが認められている現在、トレーラー方式のタンクの安定性についても同様と考えられ現にプロパンガスのタンクローリーでもトレーラー方式のものが許可されている。危険物でもアルコール等のように需要季節のあるものは、特定期間だけ動力部分と接合して使用しうる利点があり、トレーラー方式を許可してもよいと思われる。

審議の結果、道路整備の進んだ都市では問題ないと思われるが、道路事情の悪い市町村の場合、タンクの構造等について慎重審議の要があるので、事務局で細部をわたり再検討することとなった。



## 事故報告

### ◇鉄鋼関係で危険物火災◇

4月19日午後2時頃、大阪市大正区S鋼材サービスセンターで、鋼材塗装用設備の一部を焼損した。

当センターは造船橋梁関係で使用する長尺平鉄板をショットプラストマシンにより、鉄板の研磨、塗装、乾燥を連続工程でおこなっており、火災は塗装工程で発生した。塗装用スプレーガンの駆動チェーンが故障したので電気溶接材を使用して調整作業中、溶鉄片が塗料に落下して引火燃え広がった。

又、5月22日午前0時半頃、大阪市住吉区M製鋼所の重油サービスタンクのプロートスイッチ故障で重油が流出、附近に放置されていた銑鉄のろに接触引火した。

いずれも単純な誤認、誤操作が事故原因となっているが、前者は数分前まで塗料の吹付作業をしている所で溶接作業をするという無神経さ、後者はサービスタンクからメインタンクへの戻り油管を設けていなかったという無慮さであった。これをうらづけるように、両方とも危険物無許可施設で、当局では嚴重な処分を検討中のものである。

一般に鉄鋼関係の事業場においては、主たる取り扱い品物が燃えないということから、火災危険の考え方があまり危険物取扱い法や火気取扱いにルーズさがみられ、これが事故に発展することがしばしばあるので注意しなければならない。

ABC  
NH4H2PO4

いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました！



ヤマト消火器株式会社

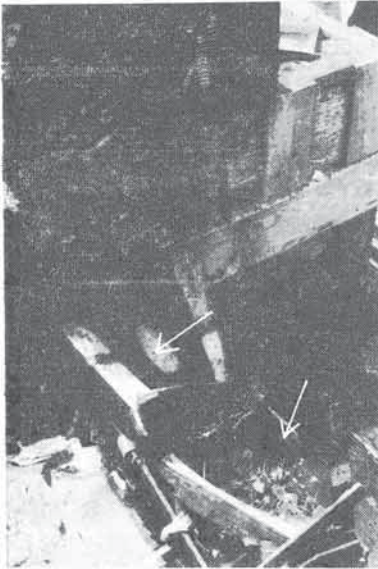
大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山



〔炎上するヘヤスプレー積載トラック〕

◇輸送中のヘヤスプレー爆発◇

5月22日午後9時41分頃、此花区四貫島大通3丁目交差点東側路上において、10トン積四輪幌付貨物トラックが火災をおこし、積載中のヘヤスプレー480缶（一缶330g～230g入）の内100缶が次々と爆発、同10時20分消防隊により消火された。



〔出火原因の濃硫酸びんの残ガイ（矢印）、この上にヘヤスプレーが積載されていた〕

同車には上記ヘヤスプレーの他に濃硫酸34kg入ガラス壺5本、置時計カーステレオ・テープ、事務用カード類、自動車エンジン用ガスケット等70余品目を混載していた。出火原因は、同車が火災をおこす数分前に同区北安治川通1丁目、安治川トンネル附近で対抗車と接触しそうになり急

停車をした。この急停車によるショックにより、積荷の一番下側にあった濃硫酸入ガラス壺2本が割れ、周囲の積荷梱包材である藁、筵、ダンボール、木綿等の可燃物を発熱、発火させたもので、上記四貫島大通3丁目交差点で通行人より荷台の出火を運転手が知らされ、備付の四塩化消火器を取り出した時は既にヘヤスプレーは次々と爆発をおこし手のほどこしようがなかった。

◇大型アセチレンガス発生器での引火事故◇

3月3日午後7時31分、大正区南恩加島町T会社の湿式アセチレンガス発生器室においてアセチレンガスが引火、爆発し、照明器具の一部を破損し作業員Oさん（34才）は右顔面火傷1度の負傷をおった。

同工場は溶解アセチレン製造工場で、アセチレンガスの使用量に応じて一定量のカーバイトをその都度投入、ガス発生を連続的におこなっている。

原因は、ガス発生器室作業員Oさんがカーバイト投入口に鉄製スコップで投入作業中、スコップ先端が投入口の金枠にひっかかり、その衝撃により発生した火花がアセチレンガスに引火したもので、いつもは投入口内部のダンパーは一定量のカーバイトがたまってから手で開けるが、事故当時は開いたままの状態で使用していたためアセチレンガスが投入口附近にもれ出ているものである。

当工場では、事故以後カーバイト投入作業には衝撃火花を発生しないスコップとして、ポリエチレン製のものを使用している。

この事故によく類似したものが同じく大正区内の造船工場でおこっているが、これは一週間程使用していなかったアセチレンガス発生装置の使用前点検を行うため、投入口ダンパーを無造作に開けたところ上記と同じ状態の引火爆発事故をおこし負傷者を出している。

これら類似事故の原因はいずれも、爆発性混合気体が滞留するおそれある場所での使用工具並びに器具操作に慎重を欠いた点にある。

あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の 消火器  
消火ホース

ケミカルホース  
炭酸ガス  
エアホース  
消火装置

ヤマト式消火器  
日本ドライケミカル器  
斎田式救助袋（近畿地区）代理店  
株式会社 三和商会  
大阪府西區江戶堀北通三丁目八  
TEL大阪(43)二四五六一九

物質の危険性一覽表 (2)

物 質 名	物質 〈危険〉 因子	危険性	状態	引火点 (°C)	発火点 (°C)	爆発範囲	沸 点 (°C)	備 考
イソブタン	18	火災	ガス	-83	543	1.9~8.5	-11.7	
イソブチルアルコール	10	"	液	38	427	1.68~	108	
イソオクタン	15	"	"	4.4	530		99	
イソペンタン	18	"	"	-51	420		28	
イソプロパノール	12	"	"	21.1	455	2.5~5.2	82	
イソプロピルアセレート	15	"	"	6.1	460	1.78~7.8	88	
イソプロピルクロライド	18	"	"	-32	593	2.8~10.7	35	
イソプロピル-2,4-ジクロロ フェノキシアセテート	5	"	"	68	380			
0-イソプロピルフェノール	5	"	"	104			209	
イタコン酸		"	結晶				163	
1,2-エポキシ-3- フェノキシプロパン		火災	液				244	
エタノールアミン	5	"	"	93.3			171	
エチルアセテート	15	"	"	4.4	482	2.2~11.5	77	
エチルアセトアセテート	5	"	"	85			181	
エチルアクリレート	15	"	"	15.6	399		99	
エチルアルコール	12	"	"	16.1370~427		3.3~19	78	
エチルベンゼン	10	"	"	29.4	466	1.2~6.8	136.1	
エチルベンジルクロライド		"	"				234	
エチルブロマイド		"	"	なし	511	6.0~11.0	38.3	
エチルプロモアセテート	1	"	"	なし			159	
エチルクロライド	18	火災	ガス	-50	519	3.6~12.0	12.2	
エチルクロロアセテート	5	"	液	65.6			144	
エチル-0-クロロプロピオネート		"	"				148	
エチレンジニトラミン			粉末					爆発性
エチレン	18	"	ガス		543	3.02~34	-104	
エチレンカーボネート	5	"	固	143				160°C以上でCO <sub>2</sub> 発生
エチレンクロロヒドリン	5	"	液	60	425		53	
エチレンシアノヒドリン	12	"	"	<26.7				
エチレンジアミン	7	"	"	33.9			117	
エチレンジアミンサルフェート			結晶					
エチレンジクロライド	15	火災	液	21.1	449	6.2~15.9	83.3	
エチレングリコール	5	"	"	111	413	3.2~	198	
エチレンオキシド	18	"	"	-20	570	3.0~100	11	
2-エチルヘキシルアルコール	5	"	"	84.4			185	
2-エチルヘキシルアクリレート	5	"	"	82.2			219	

株式会社  
スタンダード石油大阪発売所

Esso

取締役社長 松 村 喜 美  
本 社 大 阪 市 西 区 靱 4 丁 目 70 番 地  
TEL (443) 1271 (代表)  
桜島油槽所 大 阪 市 此 花 区 梅 町 2 の 8  
TEL (461) 7 1 8 6  
L. P. G 長柄充塲工場 大 阪 市 大 淀 区 長 柄 東 道 93-39  
TEL (928) 5788 (351) 1752-5044

【サービスステーション・電話】

道 頓 堀 (27) 5747	南 堀 江 (31) 6325	豊 中 本 町 (52) 1677	蒲 生 (33) 4893	千 里 (38) 4220
松 島 (53) 3097	三 国 (38) 1290	生 玉 (77) 4622	新 町 (58) 3455	粉 川 町
空 心 町 (38) 3988	(38) 8150	靱 (43) 1270	玉 造 (38) 1765	
帝 塚 山 (82) 6070	小 阪 (72) 6849	両 替 町 (94) 2706	海 老 江 (45) 6890	箕 面
長 居 (69) 9225	豊中セントラル (53) 2595	高 井 田 (33) 0084		

給油所 他53カ所

エチルメルカプタン	18	"	液	<26.7	299	2.8~18.2	38	
エチルフタリルエチルグリコレート	5	"	"	185			320	
エチルバニリン		"	固					
エチルビニルベンゼン		"	液				192	
塩化ベンゾイル	5	火災	"	102			197	
n-塩化ブチレン	10	"	"	26.7		2.2~9.3	120	
塩素	16	酸化剤	気				-40	
塩化二フッ化メタン	1		"				-41	
塩化水素	1		"				-84	
塩素酸カリ	16	酸化剤	固					
塩素酸ソーダ	16	"	"					
塩化イオウ	5	火災	液	118	234		138	
塩化ビニール	18	"	気	-77	244	4~22	-13.3	重合
塩化ビニリデン	18	"	液	-10		7~16	31.7	"
エピクロロヒドリン	15	"	"	32.2			118	
オレイン酸	5	火災	液	189	363		360	
オゾン	16	酸化剤	気					
オクタン		火災	液	13	220	0.95~	126	
過塩素酸アンモン	16	酸化剤	結晶					
過酸化バリウム	16	"	固					
過酸化ベンゾイル	16	"	"		80			爆ゴウ性 乾燥保管
カドミウム	3		粉末	-	-	-		
カプロラクタム			固					
カーボンブラック			粉末					
カルナバ・ワックス	3	火災	固	282				
カ性ソーダ	1		固					
ガソリン(高オクタン)	15	火災	液	-45.6	257	1.3~6.0		
過酸化水素	16	酸化剤	溶液	-	-	-	306	
過塩素酸		火災	液体					爆発性
過塩素酸カリ	16	酸化剤	結晶					熱、衝撃に不安定
O-キシレン		火災	液	32.2	465	1.1~6.4	142	
m-キシレン		"	"	28.9	530	1.1~6.4	139	
P-キシレン		"	"	27.2	530	1.1~6.6	138	
ギ酸イソブチル		"	"			2.0~8.9	98	
ギ酸エチル		"	"	-20	455	2.8~16	54	
ギ酸ブチル		"	"	17.8		1.7~8.2	107	
ギ酸メチル		"	"	-18.9	465	5.0~23	31.5	
キノリン		"	"	(896.°F)		1.0~	238	
クロールスルホン酸			液	-				
α-クロロメチル・ベンジルアルコール			"					100°C又はそれより僅か低い温度で分解
クロロメチル・メチルエーテル	15	火災	"	-32			58	
クロロメチル・スチレン			"				240	重合性
O-クロロフェノール	5	火災	"	85			174	
P-クロロフェノール	5	"	固	121				
クロム酸	16	酸化剤	結晶	-				
クレオソール	10	火災	液	43	559	1.35~(150°Cで)		
クレオソート	5	"	"	74	356			
クメン	10	"	"	39	425	0.88~6.5	152	
クメン過塩素酸	16	酸化剤	"	92			153	
グリセリン	5	火災	"	176	370		290	
グリシドアルデヒド	10	"	"	31			113	
グリシドアクリレート	5	"	"	69			174	酸で重合
クロム酸カリ	16	酸化剤	結晶					
クエン酸トリブチル	5	火災	液	157	368		232	
クロム酸亜鉛	16	酸化剤	粉末	-	-	-		
クロトンアルデヒド		火災	液			2.1~16	104	
クロールベンゼン		"	"	21	640	1.4~	132	

## 質疑応答欄

### 大型消火器とは

〔質問〕 危険物規制の政令によると第4種消火設備は大型消火器となっていますが、大型消火器と小型消火器の区分はどのようになっていますか。

〔回答〕 危険物の規制に関する政令では第4種消火設備の基準を定めていませんので、昭和39年9月17日付自治省令第27号「消火器の技術上の規格を定める省令」を準用する。同令関係条項は次のとおり。

〔2条〕 消火器は、次条又は第4条の規定により測定した能力単位の数値が1（自動車消火器にあっては、0.5）以上でなければならない。ただし、大型消火器で、A火災（消防法別表に掲げる第4類の危険物及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第2に掲げる第4類の準危険物（以下これらを「第4類の危険物等」という。）の火災以外の火災をいう。以下同じ。）に適應するものにおいて10以上、B火災（第4類の危険物等の火災をいう。以下同じ。）に適應するものにおいて20以上でなければならない。

〔9条〕 大型消火器に充てんされた消火剤の量は、水消火器又は泡消火器にあっては80ℓ以上、強化液消火器にあっては60ℓ以上、蒸発性液体消火器にあっては20ℓ以上、炭酸ガス消火器にあっては22kg以上、粉末消火器にあっては20kg以上でなければならない。

以上の省令規定により、該当する大型消火器を第4種消火設備として製造所等に設置されたらよい。

### 網入りガラスの規格は

〔質問〕 危険物製造所等の出入口や窓又は天井の採光用に用いられる「網入りガラス」にはなにか規格がありますかお尋ねします。

〔回答〕 網入板ガラスはJIS-R3204-1953で規格されている。その概要は、

キッコ形によったもの又は四角形かヒシ形に溶接した径0.4mm以上の線を、板ガラスの内部にそう入したもので、板ガラスの厚さは6.8mmとする。又網が露出してはならない、キレツができて炎が通過するスキマができてはならない等、その材料、寸法、形状、品質、検査法が定められている。

### 避雷設備の検査

〔質問〕 製造所等の避雷針は梅雨期に検査するようになりますが、検査基準はどこに定められていますか。又屋外タンクでアースをしている場合でも検査をする必要がありますか。

〔回答〕 製造所等（10倍以上）には有効な避雷設備を設置するよう政令第9条で定められており、有効な避雷設備はJISで規格されているので、当然JISにより施工、保守管理すべきである。

屋外タンクのアースも避雷設備の一種であるから有効に保持すべきことは当然です。

JISの避雷針検査及び保守規格によると、

1. 避雷針の工事がしゆん工したときは検査を行い、規格に適合していることを確認すること。
2. 避雷針は少くとも毎年梅雨期前に次の検査を自主的に行い、規格に適合していることを確認し、適合しない場合は補修すること。
  - (a) 接地抵抗の測定
  - (b) 地上各接続部の検査
  - (c) 地上における断線・溶融その他の損傷箇所の有無の点検
3. 検査の結果は記録して3年以上保存すること。

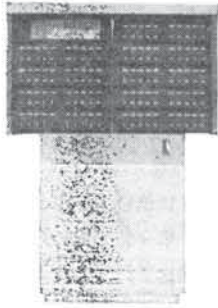
### 石油ストーブ火災の消火

〔質問〕 さきに大論争となりました石油ストーブ火災の消火法について、その後消防庁で実験をされ、結果、初期消火のきめ手は「水と毛布」というように聞いていますがいかがなものでしょうか。消火器は役に立たないのでしょうか。

〔回答〕 石油ストーブが転倒火災となったとき、水がよい、いや毛布だと新聞テレビ等で大きくとりあげられ一部誤解を招くような報道もあり、消防庁でも消火法の限界、有効性の確認をするため実験し、この結果発表で初期消火のきめ手は「水と毛布」と活字になり、市民の一部でも質問のように消火器の有効性に疑問をもつ向きもあるようですから簡単に説明します。

- ① 転倒直後であれば、できるだけ早くひきおこすこと
- ② 水バケツで注水するときはストーブの芯をめがけて上から一挙にかけると有効である。（油火災に注水不可の基本理論はこの場合通用しない）
- ③ 毛布をかぶせ、火勢をおさえてから注水すると効果がある。
- ④ タイル、板床上で転倒し灯油が漏れた場合は、注水により炎が四散することがあるので注意すべきである
- ⑤ 消火器を備え、これを利用するのも勿論有効である

## セルフサービス計量機



の使用範囲

最近某メーカーが、ガソリンスタンドのセルフサービス用計量機を開発し、神戸市ではすでに三カ所のスタンドで設置、使用している。

ところがこの計量機の特徴は伝票記帳の簡略化又はスタンドマン無しで顧客が各自のキーでセルフサービスするところであって、後者の場合は現行消防法第13条規定、すなわち取扱主任者選任立会い義務の趣旨と相い反することになり、地元消防機関との問題点が多いようである。

この時期に長野県より消防庁に疑義質問があり、消防庁よりの法解釈が別紙のとおり回答され、府県を通じ市町村に流された。

すなわち、セルフサービス用計量機の設置についての条件は次のようできり制約をうけるようである。

現行法では給油所を設置した者(例えば社長)は取扱主任者を選任し(当然人事権の及ぶ範囲内の者からで、他会社の人は選任できない)、危険物保安の監督をさせなければならない。又給油所では取扱主任者本人か、取扱主任者の立会いのもとでないと給油等の取扱いができない。と規定されている。

故にその給油所の取扱主任者が立会えば客が計量機を使用して給油しても法に触れないと解釈されるが、いくら合法的だといっても素人に計量機を操作させて危険物の取扱をさせるということは保安対策上好ましくないというのが大方の消防機関の見解のようである。

又主任者立会いの行なわれる営業時間外は計量機の使用は絶対できないことはいうまでもない。

一方業界でも、いくら人件費節約とはいえ、サービス業務化したガソリンスタンドで、セルフサービスということは時期尚早との見方をしているところが多く、当分は従来型計量機の補助として伝票業務の簡略化に活路があるものと解釈しているようである。

## 給油取扱所の計量機について、長野県総務部長質問

給油取扱所に下記のような機能をもつセルフサービス用の計量機を設置し、給油販売したい旨の申請があったが、これの取扱いについて御教示願いたい。

記

当該セルフサービス用の計量機は、計量機の上部に多数

の鍵穴をもつキイボックスがあり、客が各自専用の鍵穴に鍵を差し込み、自分の好きな時に必要な量を客自身が自由に給油できる機能をもつものである。

## 消防庁予防課長回答

顧客による危険物の取扱いが給油取扱所の危険物取扱主任者の立会いの行なわれる営業時間内に限られる場合を除き、質問の固定給油設備の設置を認めることはできない。

## 連合会長寺田氏留任

大阪府危険物品協会連合会では5月28日本年度総会を開催、寺田会長以下役員全部留任と決定した。

## 堺市・高石市消防署新庁舎竣工

堺市、高石市消防本部並に同消防署は、昨年4月より庁舎改築に着手していたが、このほど竣工、新庁舎で業務を開始した。



同市消防本部及び防火協会では、5月11日防火協会総会で次の表彰を行った。

＜優良防火対象物＞上野製薬所、汐の井、沢田病院 ＜優良防火管理者＞芝本文男、羽田薫 ＜優良危険物取扱主任者＞畑中富治